

新潟市水道局中間前払金取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、新潟市水道局が発注した工事の中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 2 中間前払金の支払いを行う工事は、新潟市水道局契約規程の規定による工事請負契約約款第36条第1項の規定により前払金を支払った工事のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす工事を対象とする。

- (1) 部分払いを行うこととした工事でないこと。
- (2) 工事請負代金債権の債権譲渡承諾申請が行われている工事でないこと。

(中間前払金の要件)

- 3 中間前払金は、次の要件の全てに該当することの認定を行い、当該認定を受けた工事の受注者に対し行うものとする。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(債務負担行為等における中間前払金の要件)

- 4 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約については前項の規定を準用する。この場合において、同項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の当該工事」と、「請負金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

(中間前払金の率等)

- 5 中間前払金の率は、次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 中間前払金の額は請負金額の10分の2以内とし、既に支払いを受けている前払金の額と中間前払金の額の合計額は、請負金額の10分の6を超えないものとする。
 - (2) 債務負担行為等により契約期間が2年度以上にわたる契約における中間前払金は、前号の「請負金額」を「当該債務負担行為等の各年度の年割額」と読み替えるものとする。

(中間前払金の端数整理)

- 6 中間前払金に10万円未満の端数金額がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(中間前払金の制限)

- 7 資金の保有及び収支状況によっては、中間前払金を制限し、又は支払いしないことがある。

(手続方法)

- 8 中間前払金の認定手続等については、次のとおりとする。
 - (1) 受注者は、3又は4に掲げる要件に該当し、中間前払金を請求するときは、

中間前払金認定請求書（別記様式第 1 号）に工事履行報告書（別記様式第 2 号）を添えて、工事担当課へ提出するものとする。

- (2) 工事担当課は、中間前払金の請求があったときは、中間前払金の要件を満たしているか認定を行い、総務部経理課が中間前払金認定通知書（別記様式第 3 号）により、概ね 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) 中間前払金の認定を受けた受注者は、請求書と保証事業会社が発行した中間前払金保証証書（中間前払金保証証書に代えて、電磁的記録であって、保証事業会社が定め新潟市水道事業管理者が認める措置を講ずる場合を含む。）を総務部経理課に提出するものとする。

（中間前払金の追加）

- 9 中間前払いをした後に、設計変更その他の事由により、請負金額を変更した結果、変更後の請負金額が当初の請負金額の 10 分の 12 以上になる場合においては、変更後の請負金額の 10 分の 2 の額から既に支払った中間前払金額を控除した額の範囲内で追加払いすることができる。

（中間前払金の返還）

- 10 中間前払いをした後に、設計変更その他の事由により、請負金額が著しく減額した場合において、既に支払った前払金及び中間前払金の合計額が減額後の請負金額の 10 分の 6 を超えるときは、その超過した額を請負金額が減額された日から 30 日以内に返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達した場合で、これを返還させることが著しく不適當であると認めるときは、受注者との協議により返還させる額を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 25 日から施行し、施行日以前に締結した工事請負契約についても適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行日以前に締結した工事請負契約についても適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年８月２日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１月１日から施行する。

中間前払金認定請求書

年 月 日

(宛先) 新潟市水道事業管理者

住所 (所在地)

商 号 又 は 名 称

氏名 (代表者氏名)

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
請負金額 (A)	円
前払金額 (B)	円 (10 万円未満切捨て)
中間前払金額 (C)	円 (10 万円未満切捨て) (A の 20%以内、ただし (B + C) が A の 60%以内であること)
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

- 注 1 認定資料として、次に掲げるものを添付してください。
- ・ 工事履行報告書 (別記様式第 2 号)
- 注 2 認定に必要な資料として「工事の進捗状況を表示した工程表」、「工事写真」等の提出を求める場合があります。

※決裁欄 (受注者は記入しないで下さい。)

課長	課長補佐	係長	監督員	中間前払金の要件を満たしていることを ☐ 認定する。 ☐ 認定しない。

別記様式第2号

工事履行報告書

会社名

年 月 日現在

工事番号			
工事名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予定工程 (%) () は、工程変更後	実施工程 (%) () は、予定工程との差	備 考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注 1 実施工程は出来高集計です。
注 2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

中間前払金認定（非認定）通知書

新水〇〇第 号

年 月 日

様

新潟市水道事業管理者
水道局長 印
(担当: 〇〇課〇〇係)

年 月 日付けで認定の請求があった下記の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定します。

(認定しません。)

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
請負金額（A）	円
前払金額（B）	円（10万円未満切捨て）
中間前払金額（C）	円（10万円未満切捨て） （Aの20%以内、ただし（B＋C）がAの60%以内であること）
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	